

官報

昭和四十二年七月十九日

第五十五回 参議院會議錄第二十六号

昭和四十二年七月十九日(水曜日)

午前十一時八分開議

○議事日程 第二十七号

昭和四十二年七月十九日

午前十時開議

第一 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 旅券法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 特定繊維工業構造改善臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 漁業協同組合合併助成法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第六まで

一、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案(内閣提出)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十四日議長において、左の常任委員の辞任を

昭和四十二年七月十九日 参議院會議錄第二十六号 議長の報告

許可した。

内閣委員

同

地方行政委員

同

法務委員

同

外務委員

同

商工委員

同

通信委員

同

建設委員

同

同

同

同

地方行政委員

同

法務委員

同

外務委員

同

商工委員

同

通信委員

同

建設委員

同

同

同

同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

中村喜四郎君

矢追 秀彦君

向井 長年君

内田 芳郎君

久保 等君

鬼丸 勝之君

鬼木 勝利君

迫水 久常君

鈴木 強君

松平 勇雄君

栗原 祐幸君

中沢伊登子君

横井 太郎君

同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 瀬谷 英行君 (亀田得治君の補欠)

理事 小平 芳平君 (鈴木一弘君の補欠)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約の締結について承認を求めるの件

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本学術振興会法案 農林水産委員会に付託

果樹保険臨時措置法案 文教委に付託

特定繊維工業構造改善臨時措置法案 商工委に付託

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案 建設委員会に付託

石炭鉱業年金基金法案 建設委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案

る法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

沖繩問題等に関する特別委員会諸願審査報告書 (第一号)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定の議定書の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国間の第三確認書の締結について承認を求めるの件

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案

離島振興法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案

原子力基本法の一部を改正する法律案

動力炉・核燃料開発事業団法案

七九九

における国家活動を律する原則に関する条約の

締結について承認を求めるの件議決報告書

漁業協同組合合併助成法案可決報告書

漁業災害補償法の一部を改正する法律案可決報告書

証券投資信託法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

住民基本台帳法案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

住民基本台帳法
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)。

日程第二、旅券法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)。

以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長赤岡文三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年七月十四日

昭和四十二年七月十九日 参議院會議録第二十六号

参議院議長 重宗 雄三殿

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約

この条約の当事国は、人間の宇宙空間への進入の結果、人類の前に展開する広大な将来性に鼓舞され、

平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の進歩が全人類の共同の利益であることを認識し、宇宙空間の探査及び利用がすべての人民のために、その経済的又は科学的発展の程度にかかわらず行なわれなければならないことを信じ、

平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用の科学面及び法律面における広範な国際協力に貢献することを希望し、

この国際協力が諸国間及び諸人民間の相互理解の増進及び友好関係の強化に貢献することを信じ、

千九百六十三年十二月十三日に国際連合総会が全会一致で採択した決議第九百六十二号(第十八回会期)「宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する法的原則の宣言」を想起し、

核兵器若しくは他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せること又はこれらの兵器を天体に設置することを模倣するように諸国に要請する千九百六十三年十月十七日の国際連合総会の全会一致の採択による決議第九百八十四号(第十八回会期)を想起し、

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件外一件

会議 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件外一件

平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為を誘発し若しくは助長することを意図し、又はこれらを誘発し若しくは助長するおそれのある宣伝を非難する千九百四十七年十一月三日の国際連合総会決議第千九百四十七号(第二回会期)を考慮し、かつ、この決議が宇宙空間に適用されることを考慮し、

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約が国際連合憲章の目的及び原則を助長するものであることを確信して、

次のとおり協定した。

第一条

月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用は、すべての国の利益のために、その経済的又は科学的発展の程度にかかわらず行なわれるものであり、全人類に認められる活動分野である。

月その他の天体を含む宇宙空間は、すべての国がいかなる種類の差別もなく、平等の基礎に立ち、かつ、国際法に従つて、自由に探査し及び利用することができるとし、また、天体のすべての地域への立入りは、自由である。

月その他の天体を含む宇宙空間における科学的調査は、自由であり、また、諸国は、この調査における国際協力を容易にし、かつ、奨励するものとする。

第二条

月その他の天体を含む宇宙空間は、主権の主張、使用若しくは占拠又はその他のいかなる手段によつても国家による取得の対象とはならない。

第三条

条約の当事国は、国際連合憲章を含む国際法に従つて、国際的平和及び安全の維持並びに国際間の協力及び理解の促進のために、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における活動を行なわなければならない。

第四条

条約の当事国は、核兵器及び他の種類の大量破壊兵器を運ぶ物体を地球を回る軌道に乗せないことと、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によつてもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束する。

と、これらの兵器を天体に設置しないこと並びに他のいかなる方法によつてもこれらの兵器を宇宙空間に配置しないことを約束する。

月その他の天体は、もっぱら平和的目的のために、条約のすべての当事国によつて利用されるものとする。天体上においては、軍事基地、軍事施設及び防衛施設の設置、あらゆる型の兵器の実験並びに軍事演習の実施は、禁止する。科学的研究その他の平和的目的のために軍の要員を使用することは、禁止しない。月その他の天体の平和的探査のために必要なすべての装置又は施設を使用することも、また、禁止しない。

条約の当事国は、宇宙飛行士を宇宙空間へへ人類の使節とみなし、事故、遭難又は他の当事国の領域若しくは公海における緊急着陸の場合には、その宇宙飛行士にすべての可能な援助を与えるものとする。宇宙飛行士は、そのような着陸を行なつたときは、その宇宙飛行機の登録国へ安全かつ迅速に送還されるものとする。

いづれかの当事国の宇宙飛行士は、宇宙空間及び天体上において活動を行なうときは、他の当事国の宇宙飛行士にすべての可能な援助を与えるものとする。

条約の当事国は、宇宙飛行士の生命又は健康に危険となるおそれのある現象を月その他の天体を含む宇宙空間に発見したときは、直ちに、これを条約の他の当事国又は国際連合事務総長に通報するものとする。

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によつて行なわれるか非政府団体によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によつて行なわれるか非政府団体によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によつて行なわれるか非政府団体によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によつて行なわれるか非政府団体によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によつて行なわれるか非政府団体によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によつて行なわれるか非政府団体によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間における自国の活動について、それが政府機関によつて行なわれるか非政府団体によつて行なわれるかを問わず、国際的責任を有し、自国の活動がこの条約の規定に従つて行なわれることを確保する国際的責任を有する。月その他の天体を含む宇宙空間における非政府団体の活動は、条約の関係当事国の許可及び継続的監督を必要とするものとする。

昭和四十二年七月十九日 参議院會議録第二十六号

月その他の天体を含む宇宙空間の調査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めの件外一件

八〇二

とする。国際機関が月その他の天体を含む宇宙空間において活動を行なう場合には、その国際機関及びこれに参加する条約の当事国の双方がこの条約を遵守する責任を有する。

第七条

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間に物体を放射し若しくは発射させる場合又はその領域若しくは施設から物体が発射される場合には、その物体又はその構成部分が地球上、大気空間又は月その他の天体を含む宇宙空間において条約の他の当事国又はその自然人若しくは法人に与える損害について国際的に責任を有する。

第八条

宇宙空間に発射された物体が登録されている条約の当事国は、その物体及びその乗員に対し、それらが宇宙空間又は天体上にある間、管轄権及び管理の権限を保持する。宇宙空間に発射された物体（天体上に着陸せられ又は建造された物体を含む）及びその構成部分の所有権は、それらが宇宙空間若しくは天体上にあること又は地球に帰還することによつて影響を受けない。これらの物体又は構成部分は、物体が登録されている条約の当事国の領域外で発見されたときは、その当事国に返還されるものとする。その当事国は、要請されたときは、それらの物体又は構成部分の返還に先だち、識別のための資料を提供するものとする。

第九条

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間の調査及び利用において、協力及び相互援助の原則に従ふものとし、かつ、条約の他のすべての当事国の対応する利益に妥当な考慮を払つて、月その他の天体を含む宇宙空間におけるすべての活動を行なうものとする。条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染及び地球外物質の導入から生ずる地球の悪化を避けるために月その他の天体を含む宇宙空間の研究及び調査を実施し、かつ、必要な場合には、このための適当な措置を執るものとする。条約の当事国

は、自国又は自国民によつて計画された月その他の天体を含む宇宙空間における活動又は実験が月その他の天体を含む宇宙空間の平和的な調査及び利用における他の当事国の活動に潜在的に有害な干渉を及ぼすおそれがあると信ずる理由があるときは、その活動又は実験が行なわれる前に、適当な国際的協議を行なうものとする。条約の当事国は、他の当事国が計画した月その他の天体を含む宇宙空間における活動又は実験が月その他の天体を含む宇宙空間の平和的な調査及び利用における活動に潜在的に有害な干渉を及ぼすおそれがあると信ずる理由があるときは、その活動又は実験に関する協議を要請することができる。

第十条

条約の当事国は、月その他の天体を含む宇宙空間の調査及び利用における国際協力をこの条約の目的に従つて促進するために、条約の他の当事国が打ち上げる宇宙物体の飛行を観測する機会を与えられることについての当該他の当事国の要請に対し、平等の原則に基づいて考慮を払ふものとする。

その観測の機会の性質及びその機会が与えられる条件は、関係国間の合意により決定されるものとする。

第十一条

月その他の天体を含む宇宙空間における活動を行なう条約の当事国は、宇宙空間の平和的な調査及び利用における国際協力を促進するために、その活動の性質、実施状況、場所及び結果について、国際連合事務総長並びに公衆及び国際科学界に対し、実行可能な最大限度まで情報を提供することに同意する。国際連合事務総長は、この情報を受けたときは、それが迅速かつ効果的に公表されるようにするものとする。

第十二条

月その他の天体上のすべての基地、施設、設備及び宇宙飛行機は、相互主義に基づいて、条約の他の当事国の代表者に開放される。これらの代表者は、適当な協議が行なわれるため及び訪問する

施設等における安全を確保し、かつ、そこでの正常な作業に対する干渉を避けるように最大限の予防措置が執られるために、計画された訪問につき合理的な予告を行なうものとする。

第十三条

この条約の規定は、月その他の天体を含む宇宙空間の調査及び利用における条約の当事国の活動に適用するものとし、それらの活動が条約の当事国により行なわれる場合であるか他の国家と共同で行なわれる場合（政府間国際機関の枠内で行なわれる場合を含む）であるかを問わない。

月その他の天体を含む宇宙空間の調査及び利用における政府間国際機関が行なう活動に関連して生ずる実際の問題は、条約の当事国が、当該国際機関又はその加盟国でこの条約の当事国である一若しくは二以上の国と共同して解決するものとする。

第十四条

1 この条約は、署名のためすべての国に開放される。この条約が3の規定に従つて効力を生ずる前にこの条約に署名しない国は、いつでも、この条約に加入することができる。

2 この条約は、署名国により批准されなければならない。批准書及び加入書は、寄託国政府として指定されたアメリカ合衆国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の政府に寄託するものとする。

3 この条約は、この条約により寄託国政府として指定された政府を含む互の政府が批准書を寄託した時に効力を生ずる。

4 この条約の効力発生後に批准書又は加入書を寄託する国については、この条約は、その批准書又は加入書の寄託の日に効力を生ずる。

5 寄託国政府は、すべての署名国及び加入国に対し、署名の日、この条約の批准書及び加入書の寄託の日、この条約の効力発生の日その他についてすみやかに通報するものとする。

6 この条約は、寄託国政府が国際連合憲章第百二条の規定に従つて登録するものとする。

第十五条

条約のいずれの当事国も、この条約の改正を提案することができる。改正は、条約の当事国の過半数がこれを受諾した時に、その改正を受諾した条約の他の各当事国については、その国による受諾の日に効力を生ずる。

第十六条

条約のいずれの当事国も、この条約の効力発生の後一年を経過したときは、寄託国政府にあてた通告書により、条約からの脱退を通告することができる。その脱退は、通告書の受領の日から一年で効力を生ずる。

第十七条

この条約は、英語、ロシア語、フランス語、スペイン語及び中国語による本文をひとしく正文とし、寄託国政府に寄託するものとする。この条約の認証本は、寄託国政府が署名国及び加入国の政府に送付するものとする。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十七年一月二十七日にワシントン市、ロンドン市及びモスクワ市で本書三通を作成した。

アメリカ合衆国のために

デイン ラスク

アーサー・J・ゴールドバーグ

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

パトリック・デイン

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

A・ドブリニン

チリのために

R・トミツク

メキシコのために

ウーゴ・B マルガイン

中華民國のために

周書楷

イタリヤのために

フエノアルテア

ホンデラスのために

R・A・ミデンセ

エティオピアのために

ハイレリマリアム

ガーナのために

A・B・B・コフイ

サイプラスのために

ゼノン・ロッシデス

カナダのために

A・E・リッチイ

ブルガリヤのために

ドクトル L・ゲラシモフ

オーストラリアのために

ウオーラー

デンマークのために

フレミン・エイエラップ

ハンガリーのために

ラドヴァニ・ヤノシュ

アイスランドのために

ペトゥール・トルシュタインソン

チェコスロヴァキアのために

ドクトル カレル・ドゥーダ

日本国のために

武内龍次

ルーマニアのために

ペトレ・バラセアス

ポーランドのために

ズジスラウ・シェフチュク

テュニジアのために

ラシッド・ドリス

ニュー・ジブランドのために

ジャック・シェバード

コロンビアのために

エルナン・E

フィンランドのために

オラビ・ムンキ

パナマのために

リカルド・アリアス・E

ラオスのために

カムキン・スヴァンラシ

ギリシャのために

アレクサンダー・A・マチャス

フィリピンのために

ホセ・F・インベリアル

トルコのために

メリ・エセンベル

ユーゴスラヴィアのために

ヴェリコ・ミチュノヴィッチ

アフガニスタンのために

ドクトル A・マジッド

アルゼンティンのために

アルソガライ

アラブ連合共和国のために

モスタファ・カーメル

ハイティのために

アルチュール・ボノム

ルクセンブルグのために

M・シュタインメッツ

ヴィエトナムのために

ブイ・ディエム

ヴェネズエラのために

E・テヘリP

ドイツ連邦共和国のために

K・H・クナッブシュタイン

イスラエルのために

アブラハム・ハルマン

エル・サルヴァドルのために

R・D・クレルモンリドゥエニヤス

タイのために

スキック・ニムマンエミンダ

スウェーデンのために

ユベール・ド・ベッシュ

エクアドルのために

G・ラレア

トーゴのために

ロバート・アジャヤウォン

ドミニカ共和国のために

エクートル・ガルシアゴディ

スイスのために

大使 F・シュナイダー

ブルンディのために

クレマン・サンビラ

アイルランドのために

ウィリアム・P・フエイ

カメルーンのために

ジョゼフ・N・オウオモ

インドネシアのために

スイート・クスマウイダグド

ボリヴィアのために

J・サンヒネス・G

ボツワナのために

Z・K・マッシュューズ

レソトのために

A・S・モハレ

韓国のために

ユン・チュル・キム

コンゴ(キンシャサ)のために

アドゥーラ

ウルグアイのために

ルビン・A・チエジェ

中央アフリカ共和国のために

G・ドゥアテ

ルワンダのために

カバンダ

ニカラグアのために

ギジェルモ・セヴィリヤリサカサ

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

旅券法の特例に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年七月十三日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

旅券法の特例に関する法律案

旅券法の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、沖縄(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む))をいう。以下同じ)における旅券の発給等に関し、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の適用の特例を定めるものとする。
(旅券の発給の申請等)

第二条 沖縄においてする旅券法第三条第一項、

第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の申請は、その申請者が南方連絡事務所(総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)第十三条に定める日本政府南方連絡事務所をいう。以下同じ)に出頭の上、南方連絡事務所を経由して外務大臣にするものとする。ただし、南方連絡事務所長がやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認める場合には、申請者は、外務省令で定めるところにより、その指定した者を通じて当該申請に係る書類及び写真を提出して申請することができる。

2 前項の場合において、旅券法第三条第一項又は第八条第一項の申請をする者のうち、沖縄の法令に基づいて発給された沖縄の出城許可に関する書類の添付を必要とされる者にあつては、当該書類を同法第三条第一項又は第八条第一項の書類に加えて提出しなければならない。

3 第一項の申請に基づいて発給する旅券について承認を求

昭和四十二年七月十九日 参議院會議録第二十六号

月その他の天体を含む宇宙空間の探索及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求め、本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

八〇四

ては、旅券法第三條第二項又は第八條第三項中「国内においては都道府県知事(直接外務大臣に提出する場合には、外務大臣)が、国外においては領事官」とあるのは、「南方連絡事務所長」と、同法第七條第一項中「本邦を出国」とあるのは「沖繩を出境」とする。

4 第一項本文の規定は、旅券法第四條、第八條第四項、第九條第三項又は第十條第三項の規定による請求を沖繩においてする場合について準用する。

(旅券の発行及び交付)

第三條 前條第一項の申請又は同條第四項の請求に基づく旅券の発行は、外務大臣が行なう。

2 前項の規定により発行された旅券の交付は、南方連絡事務所長が行なう。この場合においては、前條第一項の申請に基づく旅券にあつては、当該旅券の発給を申請した者又はその指定した者の出頭を求めて行なうものとする。

(旅券の効力)

第四條 第二條第一項の申請に基づいて発給する旅券については、旅券法第十二條第一項中「国内」とあるのは「沖繩」と、「本邦と特定の二又は二以上の外国との間を数次往復」とあるのは「沖繩と特定の二又は二以上の外国との間を数次往復(本邦を経由してする数次往復を含む)」とする。

(旅券の効力)

第五條 第二條第一項の申請をした者のうち、同條第二項の規定の適用を受ける者及び沖繩に居住する者で外務省令で定めるものに対し、同條第一項又は旅券法第九條第一項若しくは第十條第一項の申請に基づいて発給した旅券については、同法第十八條第一項第一号中「本邦」とあるのは「沖繩を出境せず、又は本邦」と、同項第二号中「本邦に帰国」とあるのは「沖繩に再入域したとき、又は沖繩及び本邦以外の地域から初めて本邦に帰国した後一月を経過」と、同項第三号中「国内」とあるのは「沖繩又は本邦」と、「国

外」とあるのは「沖繩及び本邦以外の地域」と、「帰国」とあるのは「沖繩に再入域し、又は帰国」とする。

(権限の委任)

第六條 この法律及び旅券法の規定により外務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、南方連絡事務所長に委任することができ、

(外務省令への委任)

第七條 第二條から前條までに定めるもののほか、沖繩における旅券の取扱ひその他これらの規定の適用を受ける旅券に関し必要な事項は、外務省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

第十三條 第一項に次の一号を加える。

五 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第 号)の規定の適用を受ける旅券に関する申請書の受理その他の事務を行なうこと。

第十四條 第三項中「第四号」を「第五号」に改め、

(旅券法の一部改正)

3 旅券法の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

7 沖繩(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の東西諸島(大東諸島を含む))をいう。

以下同じ。、那覇市の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう)、沖の島、島又は南島に渡航する者及び沖繩から本邦に渡航する者に対しては、当分の間、政令で定めるところにより、身分証明書を発給するものとする。

〔赤間文三君登壇、拍手〕

○赤間文三君 ただいま議題となりました条約及び法律案につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、「宇宙天体条約」は、一九五七年以来のソ連及び米国による人工衛星の打ち上げ、さらには、人類の月面到達の可能性を背景といたしまして、宇宙における法秩序を確立するために、国連の宇宙空間平和利用委員会において審議が行なわれ、昨年十二月に、国連第二十一回総会において、満場一致をもって採択せられたものであります。条約の内容は、宇宙空間への大量破壊兵器の打ち上げ禁止、月その他の天体の平和利用並びに宇宙空間の国家による領有禁止等について規定したものでございます。

次に、旅券法の特例に関する法律案は、昨年五月、日米協議委員会におきまして、沖繩に居住する日本国民に対し、沖繩にある日本政府南方連絡事務所において、日本旅券を発給することについて合意を見たことに基づきまして、その実施に必要な旅券法の特例を定めるとともに、なお、沖繩から本邦へ渡航する者に対する身分証明書の発給について定めることなどを内容とするものでございます。

委員会におきましては、慎重審議、特に旅券の問題に関しましては、他の面でも南方連絡事務所機能を拡大していくことについての政府の方針等について、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

七月十八日、質疑を終わつて、討論採決の結果、条約は全会一致をもって承認すべきものと決定し、法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、月その他の天体を含む宇宙空間の探索及び利用における国家活動を律する原則に関する条約の締結について承認を求めるの件を問題に供し

ます。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 次に、旅券法の特例に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、特定組織工業構造改善臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長鹿島俊雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特定組織工業構造改善臨時措置法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十二年七月十四日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

特定組織工業構造改善臨時措置法案
特定組織工業構造改善臨時措置法

目次
第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 特定組織工業の構造改善(第三條・第十五條)

第三章 特定繊維工業の構造改善(第十六条—第二十條)

第四節 纖維工業構造改善事業協会の組織

第一節 総則(第二十一条—第二十八條)

第二節 役員等(第二十九條—第三十九條)

第三節 業務(第四十條—第四十七條)

第四節 財務及び会計(第四十八條—第五十條)

第五節 監督(第五十五條—第五十六條)

第六節 補助(第五十七條—第五十八條)

第七章 雑則(第五十九條—第六十一條)

第六章 罰則(第六十二條—第六十七條)

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、纖維工業の経済的諸条件の著しい変化に対処して、その国際競争力を急速に強化するため、特定纖維工業について、設備の近代化及び生産又は経営の規模の適正化の促進、過剰設備の計画的な処理等のための措置を講ずることにより、その構造改善を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定纖維工業」とは、別表第一号に掲げる紡績糸を製造する事業(以下「特定紡績業」という。)及び同表第二号に掲げる織物を製造する事業(以下「特定織業」という。)をいう。

2 この法律において「特定紡績機」とは、別表第一号に掲げる紡績糸について通商産業省令で定める紡績糸の種類ごとに昭和四十二年度における需給状況に基づいて算定される当該年度において必要となるべき錠の数に比し、この法律の施行の際現に設置されている紡績機で当該種類に属する紡績糸の製造の用に供すべきものの錠の数が過大であるものとして政令で定める紡績機をいう。

3 この法律において「特定紡績事業者」とは、特定紡績業に属する事業を営む者をいい、「特定織業者」とは、特定織業に属する事業を営む者をいい、「特定組合員の資格」として定款で定められる事業が特定織業に属するものをいう。

第二章 特定紡績業の構造改善

(特定紡績業構造改善基本計画)

第三条 通商産業大臣は、纖維工業審議会の意見をきいて、特定紡績業について、特定紡績業構造改善基本計画(以下「特定紡績業基本計画」という。)を定めなければならない。

2 特定紡績業基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 昭和四十六年度における生産数量、生産能力、特定紡績機の錠の数の他構造改善の目標

二 新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他の設備の近代化に関する事項

三 生産又は経営の規模の適正化に関する事項

四 処理すべき特定紡績機の錠の数の、処理の方法その他過剰設備の処理に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、構造改善に関する重要事項

3 前項第四号の錠の数の計算の方法は、通商産業省令で定める。

4 通商産業大臣は、第一項の規定により特定紡績業基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(特定紡績業構造改善実施計画)

第四条 通商産業大臣は、毎年、纖維工業審議会の意見をきいて、特定紡績業基本計画の実施を図るため必要な特定紡績業構造改善実施計画(以下「特定紡績業実施計画」という。)を定めなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第五条 通商産業大臣は、特定紡績業における生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、纖維工業審議会の意見をきいて、特定紡績業基本計画又は特定紡績業実施計画を変更しなければならない。

2 第三条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

(資金の確保及び関連労働者に対する配慮)

第六条 政府は、特定紡績業実施計画で定める設備の近代化、生産若しくは経営の規模の適正化及び過剰設備の処理に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 政府は、特定紡績業の構造改善に関する施策を講ずるにあつては、関連労働者の職業の安定につき配慮するものとする。

(課税の特例)

第七条 特定紡績事業者が、特定紡績業基本計画で定めるところに従いその所有する特定紡績機を纖維工業構造改善事業協会(以下「協会」という。)に引き渡した場合には、協会がこれを廃棄したときは、当該特定紡績事業者がしたその特定紡績機の引渡しを当該特定紡績事業者がした廃棄とみなし、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、当該特定紡績事業者の所得税又は法人税を軽減する。

(共同行為の指示)

第八条 通商産業大臣は、特定紡績業実施計画で当該年度において協会への売却その他の方法により処理すべき特定紡績機の錠の数並びに協会がその錠の数の相当する数の特定紡績機の買取り及び廃棄を行なうべき旨を定めた場合には、纖維工業審議会の意見をきいて、その錠の数の範囲内において処理すべき特定紡績機の錠の数を定め、特定紡績事業者であつて特定紡績機を設置しているものに対し、協会に対する一括売却その他の方法によりその錠の数の相当する数の特定紡績機を処理することに関する共同行為を実施すべきことを指示するものとする。

る。

2 前項の錠の数の計算の方法は、第三条第三項の通商産業省令で定めるところによる。

3 第一項の規定による指示は、この法律の施行の日から一年以内に行なうことができる。

4 第一項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。

(共同行為の内容)

第九条 前条第四項の共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 特定紡績業基本計画で定める構造改善の目標を達成するため必要な程度をこえないこと。

二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。

三 不当に差別的なものでないこと。

四 当該共同行為の指示を受けた者の従業員の地位を不当に害するものでないこと。

五 処理の方法が協会への一括売却によるものであるときは、相当の対価をもつてその処理が行なわれるものであること。

(共同行為の指示の変更等)

第十条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。

(共同行為の届出)

第十一条 第八条第一項の規定による指示(前条の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)を受けた者は、その指示に従い共同行為をしたときは、遅滞なく、通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(特定紡績機の処理命令)

第十二条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定

により特定紡績機の処理に関する共同行為を実施すべきことを指示した場合であつて、当該指示に係る者の二分の一以上がその共同行為を実施しており、かつ、その共同行為を実施している者の当該指示に係る特定紡績機の数の数が当該指示に係る者の当該指示に係る特定紡績機の数の四分の三をこえている場合において、その共同行為をもつてしては特定紡績業実施計画を円滑に遂行することが困難であり、このような状態が継続することは、特定紡績業基本計画で定める構造改善の目標の達成に重大な影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、繊維工業審議会の意見をきいて、当該指示に係る者に対し、通商産業省令で、当該指示の内容に従ひ、当該指示に係る特定紡績機を処理すべきことを命ずることができる。

2 前項の鐘の数の計算の方法は、第三条第三項の通商産業省令で定めるところによる。

(命令の変更又は取消し)

第十三条 通商産業大臣は、前条第一項の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、第八条第一項の規定による指示を受けた者がその指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)

第十五条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による指示をし、又は第十二条第一項の規定による命令をし、又は第十二条第一項の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十条若しくは第十三条の規定による処分をしたとき、又は第十一条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第三章 特定繊維布業の構造改善

(特定繊維布業構造改善事業計画の承認)

第十六条 特定繊維布業商工組合は、その地区において組合員が営む特定繊維布業に属する事業に係る設備の近代化及びこれに伴う設備の処理、生産又は経営の規模の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業(以下「特定繊維布業構造改善事業」といふ)を実施するため、特定繊維布業構造改善事業計画を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その特定繊維布業構造改善事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 特定繊維布業構造改善事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定繊維布業構造改善事業の目標、内容及び実施時期

二 特定繊維布業構造改善事業を実施するのに必要資金の額及びその調達方法

三 特定繊維布業構造改善事業を実施するのに必要準備金にあてるための組合員に対する負担金の賦課の基準

3 通商産業大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その特定繊維布業構造改善事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が当該特定繊維布業商工組合の地区における特定繊維布業の構造改善を図るため適切なものであり、かつ、他の特定繊維布業商工組合の特定繊維布業構造改善事業の実施に支障を及ぼすものでないこと。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が当該特定繊維布業構造改善事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(特定繊維布業構造改善事業計画の変更等)

第十七条 特定繊維布業商工組合は、前条第一項の承認に係る特定繊維布業構造改善事業計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

2 通商産業大臣は、前条第一項の承認を受けた特定繊維布業商工組合が当該承認に係る特定繊維布業構造改善事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」といふ)に従つて特定繊維布業構造改善事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認に準用する。

(資金の確保及び関連労働者に対する配慮)

第十八条 政府は、特定繊維布業商工組合が承認計画に従つて特定繊維布業構造改善事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 政府は、特定繊維布業の構造改善に関する施策を講ずるにあつては、関連労働者の職業の安定につき配慮するものとする。

(設備処理の事業の助成)

第十九条 政府は、予算の範囲内において、特定繊維布業商工組合が承認計画に従つて設備の近代化に伴う設備の処理の事業を実施するのに必要な資金について協会の交付する助成金にあてるため、協会に対し補助金を交付することができる。

(課税の特例)

第二十条 特定繊維布業商工組合が承認計画で定める賦課の基準に基づいてその組合員に対して負担金を賦課した場合において、当該特定繊維布業商工組合が当該賦課に基づいて納付された金額を特定繊維布業構造改善準備金として積み立てたとき、又はその組合員が当該賦課に基づき納付すべき金額を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該特定繊維布業商工組合又はその組合員に対する法人税又は所得税の課税について特別の措置を講ずる。

第四章 繊維工業構造改善事業協会

第一節 総則

(目的)

第二十一条 協会は、特定紡績業及び特定繊維布業における過剰設備の処理、特定繊維布業における設備の近代化及び生産又は経営の規模の適正化の促進その他の特定繊維工業の構造改善に関する業務を行ふことを目的とする。

(法人格)

第二十二条 協会は、法人とする。

(数)

第二十三条 協会は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第二十四条 協会の資本金は、五億円とし、政府がその金額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、協会に追加して出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称)

第二十五条 協会は、その名称中に「繊維工業構造改善事業協会」という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に「繊維工業構造改善事業協会」という文字を用いてはならない。

(登記)

第二十六条 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもちて第三者に対抗することができない。

(定款)

第二十七条 協会の定款には、次の事項を記載し

なければならぬ。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 評議員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 財務及び会計に関する事項

八 定款の変更に関する事項

九 公告の方法

2 協会の定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(民法の準用)

第二十八條 民法(明治二十九年法律第八十九号)

第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條

(法人の住所)の規定は、協会に準用する。

第二節 役員等

(役員)

第二十九條 協会に、役員として、理事長一人、

理事三人及び監事二人以内を置く。

2 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長を輔佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務を監査する。

第三十條 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

3 役員は、再任されることが出来る。

4 役員は、再任されることが出来る。

(評議員会)

第三十一條 協会に、協会の業務の運営に関する重要事項を審議させるため、評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以上二十人以上の評議員を

もつて組織する。

3 評議員は、関係都道府県知事及び特定繊維工業について学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 評議員の任期は、二年とする。

5 評議員は、再任されることが出来る。

(役員等の資格事項)

第三十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることが出来ない。

(役員等の解任)

第三十三條 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条の規定により役員となることが出来ない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 理事長は、理事が前条の規定により役員となることが出来ない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第三十四條 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができなかつたとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事若しくは監事たるに適しない非行があるとき、これを解任する。この場合、理事長が心身の故障のため職務を執行することができなかつたとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事若しくは監事たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができなかつたとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事若しくは監事たるに適しない非行があるときは、これを解任することができる。

(役員等の兼任禁止)

第三十五條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第三十六條 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

この場合には、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第三十七條 理事長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第三十八條 協会の職員は、理事長が任命する。

(役員等の地位)

第三十九條 協会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三節 業務

(業務の範囲)

第四十條 協会は、第二十一條の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 特定紡績機(次号に規定するものを除く)の買取り及び廃棄

二 特定紡績業に属する事業を廃止する者の所有する特定紡績機及びこれに關連する紡績設備の買取り及び廃棄

三 納付金の徴収

四 特定繊維産業構造改善事業に必要な資金の貸付け及びその借入れに係る債務の保証

五 設備の近代化に伴う設備の処理の事業に必要な資金にあてるための助成金の交付

六 特定繊維産業に属する事業を廃止する者の所有する紡績機の買取り及び廃棄

七 特定繊維工業に關する計画の実施に關する調査

八 前各号の業務に附帶する業務

九 前各号に掲げるもののほか、第二十一條の目的を達成するため必要な業務

2 協会は、前項第九号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第四十一條 協会は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、前条第一項第一号から第六号までに掲げる業務の方法を定めておかなければならない。

(信用基金)

第四十二條 協会は、第四十條第一項第四号に規定する資金の貸付け及びその借入れに係る債務の保証並びにこれらに附帶する業務に關する信用基金を設け、第二十四條第一項又は第二項の規定により出資された金額と協会が負担する貸付けのための資金の借入れに係る債務又は保証債務の弁済にあてることを条件として特定繊維産業商工組合から出えられた金額の合計額に相當する金額をもつてこれにあてるものとする。

2 前項の信用基金は、通商産業省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(補助金)

第四十三條 政府は、予算の範囲内において、協会に対し、第四十條第一項第二号及び第六号に掲げる業務に要する経費並びに協会の業務運営費の一部を補助することができる。

(納付金)

第四十四條 特定紡績事業業者は、通商産業大臣が特定紡績業実施計画で当該年度において処理すべき特定紡績機(第四十條第一項第二号に規定する特定紡績機を除く)の数の数並びに協会がその数の数に相當する数の特定紡績機の買取り及び廃棄を行なうべき旨を定めた場合には、協会が行なう当該買取り及び廃棄の業務に必要な費用にあてるため、通商産業省令で定めるところにより、協会に対し納付金を納付しなければならない。

2 前項の納付金の額は、一鍾につき千五百円以内

において通商産業大臣が定める金額に、その特定紡績事業者が当該年度の特定紡績業実施計画の告示の日において設置している特定紡績機の数の数(当該特定紡績業実施計画に従つて処理することとなつた特定紡績機の数の数を除く)を乗じて得た額とする。

3 前項の数の計算の方法は、第三条第三項の通商産業省令で定めるところによる。

4 通商産業大臣は、第二項の金額を定めようとするときは、繊維工業審議会の意見をきかなければならない。

5 通商産業大臣は、第二項の金額を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第四十五条 特定紡績事業者は、通商産業大臣が特定紡績業実施計画で当該年度において処理すべき第四十条第一項第二号に規定する特定紡績機の数の数並びに協会がその数の数に相当する数の特定紡績機の買取り及び廃棄を行なうべき旨を定めた場合には、協会が行なう当該買取り及び廃棄の業務に必要な費用にあつては、当該年度の終了の日までに、協会に対し納付金を納付しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の納付金に準用する。この場合において、同条第二項中「千五百円以内」とあるのは、「百三十円以内」と読み替へるものとする。

(強制徴収)
第四十六条 協会は、第四十四条第一項又は前条第一項の納付金の納付義務者がその納期限までにその納付金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 協会は、前項の規定により督促するときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 協会は、第一項の規定による督促を受けた納

付義務者がその指定の期限までにその督促に係る納付金及び第五項の延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、通商産業大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができ

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 協会は、第一項の規定により督促したときは、その督促に係る納付金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその納付金の納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(資料の提出の請求)
第四十七条 協会は、第四十条第一項第三号に掲げる業務を行なうため必要があるときは、特定紡績事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた者は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

第四節 財務及び会計

(事業年度)
第四十八条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
第四十九条 協会は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)
第五十条 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第五十一条 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)
第五十二条 協会は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換へることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換へた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)
第五十三条 協会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 資金運用部への預託

三 銀行その他通商産業大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

四 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託
(通商産業省令への委任)

第五十四条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督

(監督)
第五十五条 協会は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)
第五十六条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六節 補則

(解散)
第五十七条 協会の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)
第五十八条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四十一条第一項、第四十九条又は第五十二条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第五十条第一項の承認をしようとするとき。

三 第五十三条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

四 第五十四条の通商産業省令を定めようとするとき。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第五十九条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定紡績事業者又は特定繊維布業商工組合に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定紡績事業者又は特定繊維布業商工組合の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、精紡機、織機、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第五十六条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

(審査請求)

第六十条 この法律に基づいてした協会の処分に不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

(不服申立ての手続における聴聞)

第六十一条 通商産業大臣は、この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てを受理したときは、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、審査請求人又は異議申立人又は利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第六章 罰則

第六十二条 第五十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第五十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第五十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第六十四条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十七条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第六十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき

二 第二十六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき

三 第四十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき

四 第五十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき

五 第五十五条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき

第六十七条 第二十五条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(廃止)

第二条 この法律は、昭和四十七年六月三十日までに廃止するものとする。

(協会の設立)

第三条 協会を設立するには、特定紡績事業者(特定紡績機を設置しているものに限る。以下同じ)、特定繊維布業商工組合の役員、関係都道府県知事及び特定繊維工業について学識経験のある者十五人以上が発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の特定紡績事業者又は特定繊維布業商工組合の役員は、それぞれ同項の発起人の総数の二分の一以上を占めてはならない。

3 第一項の発起人は、同項の認可を申請するに、あらかじめ、定款作成の基本となるべき事項を、特定紡績事業者及び特定繊維布業商工組合のそれぞれ二分の一以上の同意を得なければならない。

4 通商産業大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

第四条 通商産業大臣は、この法律の施行の日から起算して二月以内に前条第一項の認可の申請がないか、又はその期間内にされたいずれの申請についても同項の認可をすることができなかつたときは、同項に規定する者十五人以上に、同項の発起人となり、定款を作成し、通商産業大臣の指定する期日までに同項の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により同条第一項の認可を申請する場合に、適用しない。

第五条 通商産業大臣は、附則第三条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推せんした者のうちから、協会の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事

となるべき者は、協会の成立の時にあって、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第六条 発起人は、前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名されたときは、遅滞なく、その事務を同項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継ぐとともに、その旨を通商産業大臣に報告しなければならない。

2 政府は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第二十四条第一項の規定による出資金を払い込まなければならない。

第七条 附則第五条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の規定による政府の出資の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(財団法人繊維工業整備促進協会からの引継ぎ)

第八条 昭和四十一年六月十五日に設立された財団法人繊維工業整備促進協会(以下「繊維工業整備促進協会」という。)は、寄附行為で定めるところにより、発起人に対して、協会においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、通商産業大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、繊維工業整備促進協会の一切の権利及び義務は、協会の成立の時において協会に承継されるものとし、繊維工業整備促進協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により繊維工業整備促進協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第九條 この法律の施行の際現にその名称中に纖維工業構造改善事業協会という文字を用いてゐる者については、第二十五條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十條 協会の最初の事業年度は、第四十八條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとする。

第十一條 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第四十九條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(纖維工業設備等臨時措置法の一部改正)

第十二條 纖維工業設備等臨時措置法(昭和三十一年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「この法律の施行の日から三年を経過する日までは別表第一に掲げる精紡機の区分、その日以後は別表第二を、別表第一に、別表第三を」を別表第二に改め、同条第三項を削る。

第七條第一項第四号中「別表第三第二号」を「別表第二第二号」に改める。

第九條第一項に次の一号を加える。

五 別表第一第四号に掲げる登録の区分に係る精紡機を特定纖維工業構造改善臨時措置法(昭和四十一年法律第 号)の施行の日から二月以内に同表第一号に掲げる登録の区分に変更する場合であつて、当該精紡機の数の数が第十五條第二項の規定による届出に係る精紡機であつて同表第四号に掲げる登録の区分に係るものの数の数の範囲内であるとき。

第九條第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 第一項第五号に規定する第十五條第二項の規定による届出に係る精紡機の数の数の計算の方法は、通商産業省令で定める。

第十三條第一項中「別表第三第一号」を「別表第二第一号」に改める。

第十四條第三項及び第十五條中「十日以内」の下に「(纖維工業構造改善事業協会にあつては、通商産業省令で定める期間内)」を加える。

第十八條第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第十九條中「前条第二項各号」を「前条各号」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第十九條の二 通商産業大臣は、特定纖維工業構造改善臨時措置法第三條第一項の特定紡績業構造改善基本計画を定める場合において、第十七條第一項の規定による指示に係る共同行為によつてもなお同項に規定する事態が克服されておらず、かつ、その共同行為の期間の満了により過剰精紡機が糸の製造の用に供されることとなることがその事態を悪化させ、同法の目的の達成を阻害することが明らかであると認めるときは、同条第三項の期間の延長に係る同条第一項の規定による指示の変更をすることができる。

2 第十八條の規定は、前項の規定により指示の変更をする場合に準用する。

第二十二條中「前条」を「第十九條又は前条」に改める。

第二十四條第一項中「指示」の下に「若しくは第十九條の二の規定による処分」を加える。

第二十五條第一項中「第二十一條第一項」の下に「又は特定纖維工業構造改善臨時措置法第十二條第一項」を加える。

第二十八條中「この法律」の下に「及び特定纖維工業構造改善臨時措置法」を加える。

附則第二條中「この法律の施行の日から四年を経過した日」を「昭和四十五年六月三十日限り」に改める。

別表第二を削り、別表第三を別表第二とする。

(地方税法の一部改正)

第十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「高圧ガス保安協会」の下に「、纖維工業構造改善事業協会」を加える。

附則に第九十九項として次の一項を加える。

(特定繊維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)に對して課する固定資産税に關する特例)

99 特定纖維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)第二條第三項に規定する特定紡績業工商組合が同法第十六條第一項の承認に係る特定紡績業構造改善事業計画に従つて実施する特定紡績業構造改善事業の用に供するため同法の施行の日から昭和四十七年六月三十日までの間に新たに取得した機械その他の設備(以下本項において「機械設備等」という。)であつて、当該組合の組合員のうち租税特別措置法第十一條第一項の表の第二号に掲げる個人又は同法第四十三條第一項の表の第二号に掲げる法人が使用するそれぞれこれらの規定の適用を受けるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械設備等に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

(所得税法の一部改正)

第十四條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中全国農業会議所の項の前に次のように加える。

纖維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十五條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中石炭炭業合理化事業団の項の次に次のように加える。

纖維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)

第十六條 印紙税法(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表中船舶整備公団の項の前に次のように加える。

纖維工業構造改善臨時措置法(昭和四十二年法律第 号)

別表

一 次に掲げる紡績糸(リング精紡機、キャップ精紡機、フライヤー精紡機、ミニール精紡機又はボット紡績機により製造されるものに限る。)

イ 組成纖維中における綿以外の纖維の混用率がパーセント以下のもの

ロ 組成纖維中におけるビスコース纖維及び銅アンモニア纖維以外の纖維の混用率がパーセント以下のもの

ハ 組成纖維中における合成纖維及び酢酸纖維以外の纖維の混用率がパーセント以下のもの

ニ 組成纖維中における綿の混用率がパーセント以上のもの(イに掲げるものを除く。)

ホ 組成纖維中における合成纖維、酢酸纖維、ビスコース纖維及び銅アンモニア纖維以外の纖維の混用率がパーセント以下のものであつて、合成纖維又は酢酸纖維の混用率がパーセント以上のもの(ハに掲げるものを除く。)

組成纖維中における合成纖維、酢酸纖維、ビスコース纖維及び銅アンモニア纖維以外の纖維の混用率がパーセント以下のものであつて、合成纖維又は酢酸纖維の混用率がパーセント以上のもの(ハに掲げるものを除く。)

組成纖維中における合成纖維、酢酸纖維、ビスコース纖維及び銅アンモニア纖維以外の纖維の混用率がパーセント以下のものであつて、合成纖維又は酢酸纖維の混用率がパーセント以上のもの(ハに掲げるものを除く。)

へ 組成繊維中における合成繊維又は酢酸纖維の混用率が三十パーセント以上のもの（ハに掲げるものを除く。）

ト 組成繊維中における毛の混用率が十パーセント以上九十七パーセント未満のもの
チ 組成繊維中における絹、ビスコース纖維及び銅アンモニア纖維以外の纖維の混用率が十パーセント以下のものであつて、絹の混用率が十パーセント以上九十九パーセント未満のもの

リ 組成繊維中における亜麻、ちよ麻及び大麻の混用率が十パーセント以上九十九パーセント未満のもの

ヌ 組成繊維中における毛以外の纖維の混用率が三パーセント以下のもの、組成繊維中における絹以外の纖維の混用率が一パーセント以下のもの並びに組成繊維中における亜麻、ちよ麻及び大麻以外の纖維の混用率が一パーセント以下のもの以外のもの（イからリまでに掲げるものを除く。）

二 次に掲げる繊維（幅が十三センチメートル未満のもの、二重パイル織機又はワイヤーの打込装置を有するパイル織機により製造されるもの、じゅりたん（だんつりを含む）、タオル生地及び毛布を除く。）

イ 絹織物

ロ スフ織物

ハ 合成繊維織物（組成繊維が合成繊維の短繊維のみであるもの及び組成繊維中に毛又は麻を含むものを除く。）

ニ 人絹織物

ホ 絹織物

「鹿島俊雄君登壇、拍手」

○鹿島俊雄君 ただいま議題となりました特定纖維工業構造改善臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、わが国の纖維工業の中心業種である紡績業と織布業の特定のものにつき、五年を限って構造改善を行なうとするものであります。

紡績業に対しては、通産大臣が、設備の近代化、生産規模の適正化、過剰設備の処理等の計画を立て、この計画を推進するために必要な助成措置を講ずることとし、特に過剰設備の処理を行なうこととしております。

織布業につきましては、産地ごとの商工組合でつくった設備近代化等の構造改善計画を通産大臣が承認した場合には、必要な助成をしようとするものであります。

それから、これら構造改善の業務を行なうために、纖維工業構造改善事業協会という法人を設立することにしてあります。

なお、これに伴い、現行の纖維新法を昭和四十五年六月まで延長しております。

委員会におきましては、構造改善に対する政府と業界の意欲、労働対策、財政、金融上の助成措置、今回の対象外である染色整理業等の対策等、各般の問題点について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論の発言なく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上報告を終わります。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君） 日程第四、漁業協同組合併助成法案。

日程第五、漁業災害補償法の一部を改正する法律案。

律案。

（いずれも内閣提出、衆議院送付）
以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長野知浩之君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

漁業協同組合合併助成法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月二十七日
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

漁業協同組合合併助成法案
（目的）
第一条 この法律は、適正な事業経営を行なうことのできる漁業協同組合を広範に育成して漁業に關する協同組織の健全な発展に資するため、漁業協同組合の合併についての援助、合併後の漁業協同組合の事業経営の基礎を確立するに必要な助成等の措置を定めて、漁業協同組合の合併の促進を図ることを目的とする。

（合併及び事業経営計画の樹立）
第二条 漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第二項の内水面組合を除く。以下「組合」という。）は、合併により、合併後の組合（合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。）を適正な事業経営を行なうことができる組合とするため、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に關する計画（以下「合併及び事業

経営計画」という。）をたて、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

（合併及び事業経営計画の内容等）
第三条 合併及び事業経営計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 合併についての基本方針及び合併契約の基本となるべき事項
二 合併後の組合の事業経営についての基本方針

三 合併後の組合が適正な事業経営を行なうことができるようにするため必要な施設の統合整備に關する事項
四 合併後の組合と組合員との間における利用及び協力を強化するための方策

五 合併後の組合に係る合併の日を含む事業年度以後三事業年度の事業計画
2 前条の規定により合併及び事業経営計画をたてるには、各組合は、その組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席する總會において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

3 前条の規定による合併及び事業経営計画の提出は、昭和四十五年十二月三十一日までにするものとする。

（合併及び事業経営計画の適否の認定）
第四条 都道府県知事は、第二条の認定をする場合には、政令で定めるところにより、組合に關し学識経験を有する者の意見をきかなければならない。

2 都道府県知事は、合併及び事業経営計画に係る事項が次の各号の要件のすべてをみたす場合に限り、その合併及び事業経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 合併後の組合に係る組合員の営む漁業の状況その他その組合の経営の基礎が、その地域の自然的、経済的、社会的条件に照らし、適正な事業経営を行なうのに十分なものである

と認められること。

二 合併後の組合の事業経営に関する計画が、その組合に係る前号の漁業の状況その他の経営条件からみて適当であり、かつ、その計画を確実に達成することができると認められること。

(助成措置)

第五条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき、補助金を交付することができ

一 前条第二項の規定によりその合併及び事業経営計画につき適当である旨の認定を受けた組合が、その合併及び事業経営計画に従い、昭和四十六年三月三十一日までに合併をした場合において、その合併に係る合併後の組合が、その合併及び事業経営計画に従い、適正な事業経営を行なうことができるように施設の統合整備を図るに当たつて、これに必要な施設を改良し造成し又は取得するのに要する経費を都道府県が補助するに於けるその補助に要する経費

二 都道府県が組合に対し合併及び事業経営計画の樹立及び実施につき指導を行なう場合におけるその指導に要する経費

(漁業権行使規則の変更又は廃止についての特例)

第六条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六條第二項に規定する共同漁業権で同条第五項第一号の第一種共同漁業を内容とするものを有している組合が、第四條第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和四十六年三月三十一日までに他の組合と合併した場合において、その合併に係る合併後の組合が当該共同漁業権の存続期間中において当該共同漁業権に係る漁業権行使規則の変更又は廃止をしようとするときは、同法第八條第五項において準用する同条第三項

の規定による三分の二以上の者のうちには、当該変更又は廃止につき同項の規定による同意を求めらるべき者で当該共同漁業権を有していた当該組合(当該合併前の組合のうち当該共同漁業権を共有していた二以上の組合が含まれていた場合にあつては、これらの組合ごと)の当該合併の際における組合員であつたものの三分の二以上が含まれていなければならない。

2 漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)第十四條第二項の勧告による合併後の組合が、第四條第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和四十六年三月三十一日までにさらに他の組合と合併した場合において、その合併により当該勧告による合併後の組合が解散したときは、同法第十五條中「合併後存続する漁業協同組合又は合併によつて成立した漁業協同組合」とあるのは、「合併後存続する漁業協同組合又は合併によつて成立した漁業協同組合(これらの漁業協同組合が、漁業協同組合合併助成法(昭和四十二年法律第 号)第四條第二項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、昭和四十六年三月三十一日までにした合併によつて解散した場合にあつては、その合併後存続する漁業協同組合又はその合併によつて成立した漁業協同組合」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

漁業災害補償法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和四十二年六月二十七日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する法律

目次中「第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業(第百三十八條—第百四十七條)」を「第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業(第百三十八條—第百四十七條)の二」に改める。

第一章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業(第百三十八條—第百四十七條)の二 政府の漁業共済保険事業(第百四十七條の二—第百四十七條の十五)に、「第百四十五條・第百四十六條」を「第百四十五條—第百四十六條」に改める。

第一条中「漁業共済団体の行なう」を「漁業共済団体と政府とが行なう」に改める。

第二条中「及び漁業共済組合連合会」を「漁業共済組合連合会」に改め、「漁業再共済事業」の下に「及び政府が行なう漁業共済保険事業」を加える。

第七十八條第二項中「被共済者が営む」を「被共済者又はその構成員が営む」に、「被共済者の損害」を「被共済者又はその構成員の損害」に改める。

第八十條第二項中「同条第二号」を「同条第三号」に改める。

第八十五條第一項及び第九十一條第四項中「第百五十五條第一号ロ」の下に「又は第百十六條第一項第二号ロ」を加える。

第百四十四條第一号中「(以下この条において「区画漁業等」と総称する。)」を削り、同条第二号中「区画漁業等」を「前号に掲げる漁業」に改め、同条第三号中「区画漁業等、前号に掲げる漁業」を「前二号に掲げる漁業」に改める。

第百五十五條第一項第一号ロ中「中小漁業者の全員」の下に「(政令で定めるところにより、都道府県知事が、当該中小漁業者の全員の住所及び漁獲物の販売に関する事情を考慮して、当該中小漁業者の住所のすべてが含まれる地域を分けて二以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者の全員)」を加える。

第百七十七條中「他の共済契約」を「他の漁獲共済に係る共済契約」に改める。

第百八十八條第一項中「住所を有するもの」を「住所を有しかつ当該漁業を営む日数が一年を通じて九十日をこえるもの」に改める。

第百十條第三項中「第百四十四條第二号」を「第百四十四條第一号又は第二号」に改める。

第百十一條第一項中「(以下「基準漁獲金額」という。)」を削る。

第百十二條第一項中「被共済資格者に係る基準漁獲金額」を「対象とする漁業の種類、被共済資格者に係る」に改め、同条第二項中「基準漁獲金額」を「漁業の種類別に改める。

第百十四條第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 漁業法第七條の特定区画漁業権に基づく養殖業(前号に掲げる養殖業を除く。)であつて、政令で定めるところの

第百十六條第一項を次のように改める。

養殖共済の被共済者たる資格を有する者(以下この節において「被共済資格者」という。)は、養殖共済の対象とする養殖業の種類に依り、次に掲げるとおりとする。

一 第百十四條第一号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済にあつては、当該養殖業を営む中小漁業者であつて組合員又は組合員の直接の構成員であるもの

二 第百十四條第二号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済にあつては、次に掲げるもの

イ 当該養殖業を営む組合員
ロ 第百十八條第三項の農林省令で定める養殖業の種類ごとに、組合員の直接の構成

(保険金額)

第百四十七条の四 政府の保険金額は、保険区分ごとに、同一年度再共済契約に係る再共済金額の合計額のうち、政令で定めるところにより連合会の再共済責任に係る危険の態様を勘案して農林大臣が定める方法により算定される金額(以下「連合会責任再共済金額」という。)をこえる部分の金額とする。

(保険料)

第百四十七条の五 政府の保険料の金額は、保険区分ごとに、同一年度再共済契約に係る純再共済掛金の合計額のうち、政府の保険責任に係る危険に対応するものとして農林大臣の定めるところにより算定される部分の金額とする。

(保険料の払い戻し)

第百四十七条の六 連合会は、漁獲共済又は養殖共済に係る再共済契約につき第百四十二条の規定により再共済掛金の払い戻しをしなければならぬときは、農林省令で定めるところにより、政府に対し、保険料の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

(保険金)

第百四十七条の七 政府の保険金は、保険区分ごとに、連合会が同一年度再共済契約につき支払うべき再共済金の合計額が当該同一年度再共済契約に係る連合会責任再共済金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該再共済金の合計額のうちそのこえる部分の金額に相当する金額とする。

(通知義務)

第百四十七条の八 連合会は、漁獲共済又は養殖共済に係る再共済契約が成立したときは、農林省令で定めるところにより、農林大臣に対し、当該再共済契約に關し必要な事項を通知しなければならない。

2 連合会は、前項の規定により通知した事項に変更があつたとき、又は同項に規定する再共済契約がその効力を失つたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、これを農林大臣に通知しなければならない。

第百四十七条の九 連合会は、農林省令で定めるところにより、漁業共済保険事業の適正円滑な運営を確保するため必要と認められる事項を農林大臣に通知しなければならない。

(免責事由)

第百四十七条の十 次に掲げる場合には、政府は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責めを免れることができる。

一 連合会が、法令又は連合会の共済規程に違反して再共済金を支払つたとき。

二 連合会が、損失又は損害の額を不当に認定して再共済金を支払つたとき。

三 連合会が、正当な理由がないのに、保険料の支払を遅滞したとき。

四 連合会が、第百四十七条の八又は前条の規定により通知をすべき場合において、その通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(納付金)

第百四十七条の十一 保険金の支払を受けた連合会は、当該支払を受けた保険金に係る保険区分に属する同一年度再共済契約につき第百四十六條の二又は第百四十七条において準用する商法第六百六十二條の規定により取得した権利を行使し又は処分して得た金額から、その行使又は処分によつた費用を控除した残額に、当該支払を受けた保険金の金額の当該同一年度再共済契約につき支払つた再共済金の金額の合計額に対する割合を乗じて得た金額を、遅滞なく政府に納付しなければならない。

(審査の申立て)

第百四十七条の十二 連合会は、漁業共済保険事業に關する政府の処分につき不服があるときは、農林大臣に対し、審査を申し立てることができる。

2 前項の規定による審査の申立てがあつたとき

は、農林大臣は、漁業共済保険審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の申立ては、時刻の中断に關し

ては、裁判上の請求とみなす。

(準用規定)

第百四十七条の十三 政府の漁業共済保険事業については、第八十三條及び第九十六條の規定を準用する。

(漁業共済保険審査会)

第百四十七条の十四 農林省に漁業共済保険審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、第百四十七条の十二第二項の規定によりその権限に属させた事項を処理する。

第百四十七条の十五 審査会は、農林大臣の任命する次の委員で組織する。

一 農林省の職員 三人

二 連合会の役員 三人

三 学識経験者 三人

2 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各号に規定するもののほか、審査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

第百六十四條第三項を同条第四項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

3 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第百六十七條を次のように改める。

(役員欠格事項)

第百六十七條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができな

い。

第百九十五條第三項中「前二項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二

項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「第百十四條第二号」の下に、若しくは第三号を、「その営む漁業の規模」の下に「その者が第百十六條第一項第二号ロに掲げる団体であるときは、その構成員の営む漁業の平均規模」を加え、同項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による共済契約者に対する補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れる。

第百九十六條第二項中「交付することができ

る」を「交付し、又は連合会が支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てて、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の保険料収入に計上することができ

る」に改め、第六章中同条の次に次の一項を加える。

(漁業共済保険事業に關する事務費の繰入れ)

第百九十六條の二 政府は、漁業共済保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れるものとする。

附則 第二條第二項を削る。

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十二年十一月一日から施行する。ただし、目次の改正規定中第六章に係る部分の規定、第百九十五條及び第百九十六條第二項の改正規定、第百九十六條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條から第六條までの規定及び附則第七條中農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三號)第七十七條第十号に係る部分の規定は、公布の日から施行する。

2 附則第三條から第六條までに規定する各法律のこれらの規定による改正後の規定は、昭和四十二年年度の予算から適用する。

(適用区分)

第二条 改正後の漁業災害補償法(以下「新法」という。第八十条第二項、第八十五条第一項、第九十一条第四項、第四百四条、第五百五条第一項第一号、第六百八条第一項、第六百十条第三項及び第六百十二条の規定は、その共済責任期間の開始日が昭和四十三年一月一日以後の日である漁獲共済に係る共済契約(以下「新法適用漁獲共済契約」という。))について適用し、その共済責任期間の開始日が昭和四十二年十二月三十一日以前の日である漁獲共済に係る共済契約(以下「旧法適用漁獲共済契約」という。))については、なお従前の例による。

2 新法第百十四条第二号及び第三号、第百十六條第一項、第百十八條第三項から第五項まで、第百十九條第二項、第百二十條第三項並びに第百二十四條の規定は、その共済責任期間の開始日が昭和四十三年四月一日以後の日である養殖共済に係る共済契約(以下「新法適用養殖共済契約」という。))について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である養殖共済に係る共済契約(以下「旧法適用養殖共済契約」という。))については、なお従前の例による。

3 新法第百四十条、第百四十一条、第百四十三条及び第百四十六条の二から第百四十七条の十三までの規定は、新法適用漁獲共済契約又は新法適用養殖共済契約に係る再共済契約及び保険契約について適用し、旧法適用漁獲共済契約又は旧法適用養殖共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

4 新法第百九十五条第一項第二号及び同条第二項並びに第百九十六条第二項の規定は、新法適用漁獲共済契約又は新法適用養殖共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金について適用し、旧法適用漁獲共済契約又は旧法適用養殖共済契約に基づき支払うべき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

(漁船再保険特別会計法の一部改正)

第三条 漁船再保険特別会計法(昭和十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

漁船再保険及漁業共済保険特別会計法
第一条中「漁船損害補償法(以下法二謂フ)ニ依ル漁船再保険事業」を「漁船損害補償法ニ依ル漁船再保険事業及漁業災害補償法ニ依ル漁業共済保険事業」に改める。

第二条中「普通保険勘定、特殊保険勘定を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定、漁業共済保険勘定」に改める。
第三条中「普通保険勘定」を「漁船普通保険勘定」に、「普通保険ニ関スル再保険事業」を「漁船損害補償法ニ依ル普通保険ニ関スル再保険事業」に、「法」を「同法」に改める。

第三条ノ二中「特殊保険勘定」を「漁船特殊保険勘定」に、「特殊保険ニ関スル再保険事業」を「漁船損害補償法ニ依ル特殊保険ニ関スル再保険事業」に改める。
第三条ノ四第一項及び第二項中「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁業共済保険勘定」に改め、同条を第三条ノ五とし、第三条ノ三中「法第百四十一条第二項及第百四十三条」を「法第百四十一条第二項及第百四十三条」を「漁船損害補償法第百四十一条第二項及第百四十三条並ニ漁業災害補償法第百九十六条の二」に、「再保険事業」を「漁船損害補償法ニ依ル漁船再保険事業及漁業災害補償法ニ依ル漁業共済保険事業」に改め、同条を第三条ノ四とし、第三条ノ二の次に次の一条を加える。

第三条ノ三 漁業共済保険勘定ニ於テハ漁業災害補償法ニ依ル漁業共済保険事業経営上ノ保険料、同法第百九十五条第二項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金及附属雑収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業経営上ノ保険金、同法第百九十六条第二項ノ規定ニ依ル交付金、保険料ノ還付金、

借入金ノ償還金及其ノ利子、一時借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第四条第一項中「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁業共済保険勘定」に改め、同条第二項中「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定ニ於テ」を「漁船普通保険勘定又ハ漁船特殊保険勘定ニ於テ」に、「不足スル金額ヲ限度トス」を「不足スル金額ヲ限度トシ漁業共済保険勘定ニ於テハ保険料ヲ以テ保険金及保険料ノ還付金ヲ支弁スルニ不足スル金額ヲ限度トス」に改める。

第六条第一項中「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁業共済保険勘定」に改める。
第七条中「普通保険勘定及特殊保険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定及漁業共済保険勘定」に改める。

第九条中「普通保険勘定又ハ特殊保険勘定」を「漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又ハ漁業共済保険勘定」に改める。
附則第三項及び第四項中「給与保険勘定」を「漁船乗組員給与保険勘定」に改める。
附則第五項中「第三条ノ三」を「第三条ノ四」に、「法」を「漁船損害補償法」に改める。

附則第六項中「第三条ノ四」を「第三条ノ五」に、「給与保険勘定」を「漁船乗組員給与保険勘定」に改める。
附則第七項中「第三条ノ三」を「第三条ノ四」に、「法」を「漁船損害補償法」に改める。
附則第八項中「普通保険勘定」を「漁船普通保険勘定」に改める。
(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律の一部改正)

第四条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に關する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「漁船再保険特別会計」を「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」に改める。
(漁船損害補償法の一部改正)

第五条 漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。
第百三十九條第二項、第百四十條第二項、第百四十一條第二項、第百四十三條及び附則第三項中「漁船再保険特別会計」を「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」に改める。
(漁船乗組員給与保険法の一部改正)

第六条 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。
第二十九條及び第三十三條第二項中「漁船再保険特別会計」を「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」に改める。
(農林省設置法の一部改正)

第七条 農林省設置法の一部を次のように改正する。
第三条第八号中「中小漁業融資保証保険事業」の下に、「漁業共済保険事業」を加える。
第四条第六十六号中「並びに中小漁業融資保証保険事業」を「中小漁業融資保証保険事業並びに漁業共済保険事業」に改める。
第七十七條第九號の次に次の一号を加える。
九の二 漁業災害補償に關すること。
第七十七條第十号中「漁船再保険特別会計」を「漁船再保険及漁業共済保険特別会計」に改める。

己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもつて発行済株式の総数の百分の十をこえる株式を有する株主をいう。)が有する有価証券を信託財産をもつて取得し、又は信託財産として有する有価証券をこれらの者に對して売却し若しくは貸し付けることを受託会社に指図すること。

二 その運用の指図を行なう信託財産相互間において大蔵省令で定める有価証券の取引を行なうことを受託会社に指図すること。

三 同一法人の発行に係る種類を同じくする有価証券を、イに掲げる額がロに掲げる額をこえることとなる場合に、信託財産をもつて取得することを受託会社に指図すること。

イ その運用の指図を行なうすべての証券投資信託につき、信託財産として有する当該有価証券の総額

ロ 当該有価証券の発行済総額に大蔵大臣が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めて大蔵省令で定める率を乗じて得た額

四 前三号に掲げるもののほか、受益者の保護の欠け、又は信託財産の運用の適正を害するものとして大蔵省令で定める行為

3 前項第三号に規定する有価証券の総額及び発行済総額は、大蔵省令で定めるところにより計算しなければならない。

第十七条の次に次の一条を加える。

(議決権等の指図行使)

第十七条の二 信託財産として有する有価証券に係る議決権並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百二十二条ノ二第一項、第二百四十五条ノ二及び第二百八十条ノ四第一項の規定に基づき株主の権利その他これらに準ずる株主の権利で大蔵省令で定めるものの行使については、委託会社がその指図を行なうものとする。

2 信託財産として有する株式に係る議決権の行使については、商法第二百三十九条第六項の規定は、適用しない。

第十八条の次に次の二条を加える。

(營業年度)

第十八条の二 委託会社の營業年度は、毎年十月一日に始まり、翌年九月三十日に終わるものとする。

(營業報告書の提出)

第十八条の三 委託会社は、營業年度ごとに、大蔵省令で定める様式により營業報告書を作成し、毎營業年度経過後二月以内にこれを大蔵大臣に提出しなければならない。

第十九条第一項中「信託契約を締結した日から六月を信託の計算期間中に、期間内の当該信託契約に係る」を「計算期間中の当該」に、「期間が経過した日」を「計算期間の末日」に改める。

第二十条の三を第二十條の四とし、第二十條の二を第二十條の三とし、第三章中第二十條の次に次の一条を加える。

(説明書等の作成)

第二十條の二 委託会社は、証券投資信託の受益証券について、大蔵省令で定めるところにより、説明書を作成し、当該受益証券を取得しようとする者の利用に供しなければならない。

2 委託会社は、信託財産について、当該信託財産の計算期間の末日ごとに、大蔵省令で定めるところにより、運用報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者の利用に供しなければならない。

第二十一条第一項中「報告書」の下に「(委託会社については、第十八条第一項の承認に係る業務又はその財産に係るものを含む。)」を加え、「若しくは委託会社、受託会社若しくはこれらの会社」を「委託会社の第二十条第一項の帳簿書類その他物件若しくは委託会社であつた者、受託会社若しくは受託会社に改め、同条第二項中「規定により帳簿書類の」を削り、同条第三項中「資料又は報告書の徴取及び」を削る。

第二十三条第一項第一号中「当該信託約款」の下に「若しくは業務の方法」を加える。

第二十四条第二号中「信託財産に関する報告書」の下に「又は同条第二項の規定による信託財産に関する総計算書」を、「当該報告書」の下に「又は総計算書」を加える。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 証券投資信託協会

(目的等)

第二十四条の二 委託会社及び受益証券の売買その他の取引を常時行なう証券会社(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう。)は、投資者の保護を図るとともに、証券投資信託の健全な発展に資することを目的として、全国を通じて一個の証券投資信託協会(以下「協会」という。)を設立するものとする。

2 協会は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立される法人とする。

(名称の使用制限)

第二十四条の三 協会でない者は、証券投資信託協会という名称を用いてはならない。

(業務)

第二十四条の四 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 信託契約の締結及び解約、信託財産の運用並びに信託の元本の追加信託及び償還に關し、受益者の利益に反する行為を防止し、かつ、信託財産の安定及び運用の適正を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

二 受益証券の売買その他の取引を公正ならしめ、投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の業務

三 前二号に掲げるもののほか、第二十四条の二第一項の目的を達成するため必要な業務

(業務規程)

第二十四条の五 協会は、その業務に關する規程(以下「業務規程」という。)を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しうとするときも、同様とする。

(報告の徴取)

第二十四条の六 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会からその業務又は財産に關する資料又は報告書を徴取することができる。

(監督命令)

第二十四条の七 大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、協会に對し理由を示して定款又は業務規程の変更その他その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(法令違反等による処分)

第二十四条の八 大蔵大臣は、協会の役員がこの法律等、この法律等に基づいてする行政官庁の処分又は職務上の義務に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、協会に通知して当該職員をして審問を行なわせた後、協会に對し理由を示して当該役員を解任すべき旨を命ずることが出来る。

第二十五条ただし書を削る。

第三十条中「第十七条」の下に「第二項第一号」を加える。

第三十二条中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第二十條の二」を「第二十條の三」に改め、同条を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第九条の規定に違反して、認可を受けないで商号、資本の額又は業務の方法を変更したとき。

第三十四条第一号を次のように改める。

昭和四十二年七月十九日 参議院會議録第二十六号

証券投資信託法の一部を改正する法律案

議事日程追加の件

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案

八一八

五 第二十條の二第一項の規定による説明書を作成せず、又は虚偽の記載をした説明書を作成したとき。

六 第二十條の二第二項の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を作成したとき。

第三十五條中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十八條の三の規定による営業報告書を出せず、又は営業報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

第三十六條中「又は受託会社」を「受託会社又は協会」に改め、同条に次の一号を加える。

三 第二十四條の六の規定による資料若しくは報告書を出せず、又は資料若しくは報告書に虚偽の記載をして提出したとき。

第三十六條の次に次の一号を加える。

第三十六條の二 第二十四條の三の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七條中「前八条」を「第二十九條から前条まで」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。ただし、証券投資信託法第十七條の次に一条を加える改正規定及び同法第二十五條の改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の証券投資信託法（以下「新法」といふ。）第五條第六項第七号の規定は、この法律の施行前に発行された受益証券については、適用しない。

3 この法律の施行の際現に改正前の証券投資信託法第六條第一項の規定による免許を受けている会社は、この法律の施行後二月以内に新法第六條第三項に規定する業務の方法を記載した書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

4 この法律の施行の際現に証券取引法の一部を

改正する法律（昭和四十年法律第九十号）附則第二項に規定する証券業者である会社は、昭和四十三年三月三十一日までは、新法第二十四條の二第一項の規定の適用については、証券会社とみなす。

5 この法律の施行の際現に存する社団法人証券投資信託協会は、新法の規定による証券投資信託協会となるものとする。

6 前項の社団法人証券投資信託協会は、新法第四章の二に係る規定の施行前に、同章の規定に適合するようにその定款を変更し、民法第三十八條第二項の認可を受けるものとする。この場合においては、新法第二十四條の五の規定の例により業務規程を定め、大蔵大臣の認可を受けることができる。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九條第一項第三号中「証券投資信託の下に」及び「証券投資信託法第二條の二に規定する信託」を加える。

9 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四條の三第一項、第七十二條の三第一項及び第二百九十四條の三第一項中「規定する証券投資信託」の下に「（同法第二條の二に規定する信託を含む。）」を加える。

10 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第十三号中「規定する証券投資信託」の下に「（同法第二條の二（証券投資信託とみなす信託）に規定する信託を含む。）」を加える。

11 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第二十八号中「規定する証券投資信託」の下に「（同法第二條の二（証券投資信託とみなす信託）に規定する信託を含む。）」を加える。

す信託」に規定する信託を含む。）」を加える。

12 印紙税法（昭和四十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号の非課税物件の欄に次のように加える。

2 証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）第二條の二（証券投資信託とみなす信託）に規定する信託の受益証券で政令で定めるもの

○竹中恒夫君 たいだいま議題となりました証券投資信託法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査及び結果を御報告申し上げます。

本案は、証券投資信託における受益者の保護を一そう徹底するとともに、証券市場の健全な発展に資するため、所要の改正措置を講じようとするものであります。そのおもなる内容について申し上げます。

第一に、委託会社は受益者に対して忠実義務を負う旨を明らかにし、信託財産の適正な運用を確保するための措置として、委託会社がその運用の指図を行なう信託財産相互間において一定の有価証券の取引を行なうこと、及び同一法人の発行にかかる同一種類の有価証券を一定の割合をこえて取得することを指図すること等、受益者の保護に欠け、または信託財産の運用の適正を害する行為を禁止することとしております。

第二に、投資信託業界の自主規制を強化し、その健全な発展に資するため、証券投資信託協会の目的、業務及び監督等に関する規定を設けることとしております。

第三に、単位型投資信託の運用を効率化するため、いわゆるファミリー・ファンド方式を認めることとし、これを証券投資信託とみなして、この法律の規定を適用することにしております。

委員会におきましては、参考人より意見を聴取

する等、慎重に審議が行なわれたのであります。その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

これにて休憩いたします。

午後十一時二十二分休憩

午後十一時十八分開議

○副議長（河野謙三君） 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書が提出された。

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法修正議決報告書

○副議長（河野謙三君） この際、日程に追加して、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案（内閣提出）を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○副議長（河野謙三君） 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長長山木伊三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案

右
国会に提出する。

昭和四十二年六月九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案

(目的)

第二条 この法律は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に關し、一酸化炭素中毒症にかつた労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 炭鉱災害 石炭鉱業を行なう事業場におけるガス又は炭じんの爆発その他労働省令で定める災害をいう。

二 一酸化炭素中毒症 一酸化炭素による中毒及びその続発症をいう。

三 使用者 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十条に規定する使用者をいう。

四 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいう。

(使用者及び労働者の義務)

第三条 使用者及び労働者は、労働基準法及び鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の規定によるほか、炭鉱災害により一酸化炭素が発生した場合における一酸化炭素中毒症の防止について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康診断)

第四条 使用者は、炭鉱災害により一酸化炭素が発生した際業務上の必要によりその発生に係る場所において、又はその直後業務上の必要により当該場所に入り込んだ労働者(以下「被災労働者」という。)に対し、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、一酸化炭素中毒症に関する健康診断を行わなければならない。

2 被災労働者を当該炭鉱災害が起つた時から引き続き使用する使用者は、当該被災労働者(当該炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について現に労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付若しくは長期療養補償給付又は労働基準法の規定による療養補償を受けている被災労働者及び第六条に規定する被災労働者を除く)に対し、当該炭鉱災害が起つた日から起算して二年を経過するまでの間(当該炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかつたと認められた被災労働者については、当該一酸化炭素中毒症がなおつたと認められた日から起算して二年を経過するまでの間)労働省令で定めるところにより、定期に、一酸化炭素中毒症に関する健康診断を行わなければならない。

3 被災労働者は、正当な理由がある場合を除き、前二項の規定により使用者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、使用者が指定した医師の行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行なう前二項の規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面その他労働省令で定める物件を使用者に提出したときは、この限りでない。

4 使用者は、労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定による健康診断並びに前項ただし書に規定する健康診断に関する記録を作成し、これを五年間保存しなければならない。

5 使用者は、第一項又は第二項の規定により健康診断を行なつた場合においては、その限度において、労働基準法第五十二条第一項の規定による健康診断を行なわなくてもよい。被災労働者が第三項ただし書に規定する健康診断を受けた場合においても、同様とする。

(介護料の支給)

第五條 政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付又は長期療養補償給付を受けている被災労働者であつて、常時介護を必要とするものに対し、労働省令で定めるところにより、介護料を支給する。

2 介護料は、介護に要する費用を考慮して労働大臣が定める金額とする。

(診察等の措置)

第六條 政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法の規定による療養補償給付又は長期療養補償給付を受けていた被災労働者であつて、当該一酸化炭素中毒症がなおつたものに対し、必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、診察その他労働省令で定める措置を行なう。

(労働者災害補償保険法との関係)

第七條 第五條第一項の規定による介護料の支給及び前条の規定による診察等の措置は、労働者災害補償保険法第二十三条第一項の保険施設とする。

2 第五條第一項の規定による介護料の支給及び前条の規定による診察等の措置に要する費用の額は、労働者災害補償保険法第二十七条の規定の適用については、同条に規定する保険給付の額とみなす。

(労働基準監督官及び労働基準監督官)

第八條 労働基準監督官及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第九條 労働基準監督官は、この法律の規定を実施するために必要な限度において、事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができ。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十條 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行なう。

(報告)

第十一條 都道府県労働基準局長及び労働基準監督官は、この法律の規定を実施するために必要な限度において、労働省令で定めるところにより、使用者及び労働者に対し、労働省令で定める事項の報告を命ずることができる。

(罰則)

第十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項、第二項又は第四項の規定に違反した者

二 第九條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 前条の規定による報告を命ぜられて報告をせず、又は虚偽の報告をした者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の規定違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(労働省設置法の一部改正)

2 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四号第三十二号の九を第三十二号の十とし、第三十二号の八の次に次の一号を加える。

第三十二の九 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第...号)に基づいて、使用者又は労働者に必要な事項についての報告を求めること。

第八号の二第六号中「(労働基準監督官の権限の行使に関する部分を除く。)」の下に「並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(同法第五号第一項及び第六号の規定による介護料の支給及び診察等の措置に関する部分並びに労働基準監督官の権限の行使に関する部分を除く。)」を加える。

第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項中「並びに労働災害防止団体等に関する法律」に基づきその権限に属する事項を、労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の施行に関する重要事項に改める。

第十五条第一項及び第十七条第一項中「及び労働災害防止団体等に関する法律(これに基づく命令を含む。)」を、「労働災害防止団体等に関する法律(これに基づく命令を含む。)」及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(これに基づく命令を含む。)」に改める。

○山本伊三郎君登壇、拍手

災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案について、社会労働委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

本法案は、六月二十三日の本院議において、社会党提出にかかる対案とともに趣旨説明があり、質疑が行なわれましたものであります。

内容は、すでに御承知のとおり、炭鉱災害の被災労働者について、特別の健康診断を実施すること、常時看護を要する一酸化炭素中毒症患者に介護料を支給すること、及び治療後のアフターケアを行なうことなどとなっております。

委員会においては、委員を現地に派遣して、中毒患者の実情を視察し、家族の訴えを聴取した上、審査を進めたのであります。論議の対象となつた事項は、炭じん爆発を予防する措置が何ゆゑできないのか、神経細胞の破壊という後遺症を残す被災労働者に対しては、解雇制限等の措置を講じて、将来の職場を確保すべきでないか、稼働能力の低下に基づく収入の減少についても、特別の配慮が必要ではないか等の諸点でありました。

次いで、藤田藤太郎君から、各派共同の修正案が提出されました。要点は、

一、一酸化炭素中毒患者であつたことを理由として、労働条件についての差別的な取り扱いを禁止する旨を、新たに第四条として明記すること。
二、療養中の患者に対して福利厚生施設の利用を継続させること。
三、配置転換措置を規定すること。
四、リハビリテーション施設の整備努力などを内容とするものであります。

この修正案により、第四条に明記されることとなる「労働条件」の解釈について、小柳勇君の質疑に対し、労働大臣から、「解雇の条件」を含むことを確認する旨の答弁がありました。その他、修正事項に関し熱心な討議が行なわれたのであります。

採決の結果、修正案を全会一致で可決し、次いで、修正部分を除くその他の部分について、全会

一致で原案どおり可決すべき旨を決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本法案の委員長報告は修正議決報告でございます。

本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認められます。よつて、本案は委員会修正どおり議決せられました。本日はこれにて散会いたします。

午後十一時二十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

議員
鬼木 勝利君 原田 立君
林 塩君 山高しげり君
黒柳 明君 矢追 秀彦君
瓜生 清君 中沢伊登子君
石本 茂君 市川 房枝君
中尾 辰義君 片山 武夫君
横井 太郎君 植木 光教君
田代富士男君 二宮 文造君
北條 篤八君 高山 恒雄君
山崎 齊君 二木 謙吾君
多田 省吾君 宮崎 正義君
小平 芳平君 向井 長年君
前田佳都男君 林田 正治君
渋谷 邦彦君 鈴木 一弘君
山田 徹一君 中村 正雄君
岡村文四郎君 大谷 賢雄君
横山 フク君 北條 浩君

和泉 覚君 寺尾 豊君
笹森 順造君 植竹 春彦君
新谷寅三郎君 鬼丸 勝之君
山本茂一郎君 中津井 真君
林田悠紀夫君 佐藤 一郎君
山内 一郎君 柳田桃太郎君
宮崎 正雄君 船田 譲君
平泉 涉君 八田 一朗君
和田 鶴一君 木村 睦男君
高橋文五郎君 内田 芳郎君
大森 久司君 國田 清充君
野知 浩之君 源田 実君
熊谷太三郎君 温水 三郎君
岸田 幸雄君 川野 三郎君
長谷川 仁君 沢田 一精君
吉江 勝保君 石井 桂君
豊田 雅孝君 江藤 智君
大竹平八郎君 大谷藤之助君
徳永 正利君 青柳 秀夫君
佐藤 芳男君 山下 春江君
山本 利壽君 堀本 宜実君
堀見 俊二君 鍋島 直昭君
近藤 鶴代君 石原幹二郎君
上原 正吉君 古池 信三君
郡 祐一君 斎藤 昇君
米田 正文君 小林 篤一君
栗原 祐幸君 久保 勘一君
北島 教真君 西村 尚治君
中村喜四郎君 内藤登三郎君
任田 新治君 土屋 義彦君
高橋雄之助君 玉置 和郎君
藤田 正明君 阿本 悟君
奥村 悦造君 楠 正俊君
黒木 利克君 金丸 富夫君
日高 広為君 丸茂 重貞君
山本 杉君 谷村 貞治君
村上 春蔵君 谷口 慶吉君
柴田 栄君 後藤 義隆君

竹中 恒夫君	天坊 裕彦君
中野 文門君	仲原 善一君
西田 信一君	迫水 久常君
田中 茂穂君	梶原 茂嘉君
八木 一郎君	森 八三君
西郷吉之助君	木内 四郎君
林屋亀次郎君	安井 謙君
増原 恵吉君	杉原 荒太君
平井 太郎君	青木 一男君
小山邦太郎君	重政 庸徳君
鈴木 市蔵君	達田 龍彦君
前川 且君	戸田 菊雄君
山崎 現照君	相澤 重明君
村田 秀三君	木村美智男君
小林 章君	小野 明君
田村 賢作君	近藤英一郎君
矢山 有作君	田中寿美子君
櫻井 志郎君	野々山一三君
井川 伊平君	鹿島 俊雄君
松本 賢一君	赤間 文三君
杉山善太郎君	佐野 芳雄君
森部 隆輔君	大森 創造君
青田源太郎君	津島 文治君
森中 守義君	大矢 正君
小柳 勇君	柴谷 要君
小林 武治君	紅露 みつ君
大河原一次君	松平 勇雄君
加瀬 完君	伊藤 顕道君
吉武 恵市君	高橋 衛君
小柳 牧衛君	中山 福蔵君
田中 一君	小酒井義男君
久保 等君	光村 甚助君
須藤 五郎君	大和 与一君
春日 正一君	野坂 参三君
鈴木 力君	森 勝治君
川村 清一君	中村 波男君
瀬谷 英行君	柳岡 秋夫君
	稻葉 誠一君

國務大臣

吉田忠三郎君	渡辺 勘吉君
小林 武君	鶴岡 哲夫君
林 虎雄君	中村 順造君
千葉千代世君	野上 元君
武内 五郎君	山本伊三郎君
松永 忠二君	北村 暢君
鈴木 強君	阿部 竹松君
藤田藤太郎君	占部 秀男君
森 元治郎君	鈴木 壽君
永岡 光治君	秋山 長造君
藤田 進君	成瀬 幡治君
龜田 得治君	大倉 精一君
近藤 信一君	椿 繁夫君
横川 正市君	木村晴八郎君
佐多 忠隆君	藤原 道子君
加藤シヅエ君	松澤 兼人君
羽生 三七君	野溝 勝君

外務大臣

大藏大臣	三木 武夫君
農林大臣	水田三喜男君
通商産業大臣	倉石 忠雄君
労働大臣	菅野和太郎君
	早川 崇君

昭和四十二年七月十九日 参議院會議録第二十六号

八三二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし原稿紙は三十円)
(郵送料別)

発行所
東京都港区赤坂美町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代)